

令和2年度 国立大学法人山梨大学 年度計画

【令和2年3月31日 文部科学大臣届出】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。

- ・【1-1】今年度から全学部全学科で開講となる「教養発展科目」について、前年度に引き続き、実施状況の調査と改善についての検討を行う。今年度新入生から導入の「情報・数理教育科目」については、学部等の意見を踏まえ、改善に取り組む。
- ・【1-2】前年度に新設した「全学共通教育改革WG」において、全学共通教育のあり方や専門科目との連携についての議論を活発化させ、次年度実施に向けた新カリキュラムの準備・計画を進める。
- ・【1-3】工学部においては、前年度に実施した「専門教育に関する学生アンケート」についての検討結果に基づき、工学部改組を念頭に入れ、専門科目カリキュラムの見直しを進める。

【2】多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。

- ・【2-1】平成30年度までに導入、定着した協同学習について前年度に作成したまとめのレポートを令和2年秋発行の教育国際化推進機構紀要年報にて公開し、授業担当教員へのインタビュー等により意見を集約する。

【3】学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。

- ・【3-1】今年度新設する「情報・数理教育科目」に反転授業を導入する。また、アクティブラーニングや反転授業の導入授業数の増加に向け、講習会や事例報告会などの開催を通じ、手法の適用方法（授業手法に関する基礎的知識の提供や授業具体例の共有）を伝えるなど、大学教育センターが授業担当者の取組を支援する。
- ・【3-2】教育学部においては、教員の教育現場への関与を促進するため、新採用教員の研修を附属学校園で継続実施する。また、新学習指導要領の改訂を踏まえたアクティブラーニングの導入、教員養成のための授業改善と教育実践を視野に入れ、教育学部FD委員会を中心にFD研修会を継続実施する。
- ・【3-3】学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法として使用していたJUES（日本の大学生の学習経験調査）が終了したことにより、評価方法の再構築を図るため、JUESに代わる学習経験調査法について調査・検討する。

【4】課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。

- ・【4-1】生命環境学部においては、すでに整備した問題解決型学習（Project Based Learning）に

対応した必修科目について、前年度のアンケート結果を参考に改善を図るなど、継続的にPDCAサイクルを機能させる。

【5】地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力（competency）を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教学関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【5-1】内部質保証の改善を図るため、前年度に実施した教育内容の内部質保証に係る自己点検・評価との整合性を踏まえたうえで、教育環境に係る同点検・評価を実施することにより、一連の流れを検証する。
- ・【5-2】生命環境学部においては、前年度に実施した卒業生アンケート結果をもとに各学科で定められたコンピテンシーの実現状況を精査し、これらを踏まえ学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直すと同時に、カリキュラムマップを整備する。

【6】教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

- ・【6-1】教育学部（附属教育実践総合センター）においては、前年度に引き続き全教員を対象に教員育成支援状況の調査をシステムを活用して実施する。また、同調査の前年度実績について、同センター教員育成推進部門を中心に整理・分析を行う。
- ・【6-2】新学習指導要領の改訂を踏まえたアクティブラーニングの導入、教員養成のための授業改善と教育実践をテーマとしたFD研修会を継続実施し、教育学部FD委員会が中心となり実施結果をもとに内容等の改善を図る。
- ・【6-3】新免許法に則ったカリキュラムが計画通り実施されているかの検証や必要に応じた見直しを、教務委員会と授業臨床部会運営委員会の連携により継続的に実施する。
- ・【6-4】学部全体の教員就職率の更なる向上、特に山梨県小学校教員の就職率を上昇させるため、前年度の分析結果等をもとに、より効果的で体系化されたガイダンスや対策講座となるよう、追加や見直しを行う。
- ・【6-5】新設する推薦入試入学者（山梨県の小学校教員志望者推薦入試枠による令和3年4月入学）に対しては、前年度に検討した内容を踏まえ、入学前教育を実施するとともに、入学後の独自教育内容の決定など教育プログラムを整備する。

【7】様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

- ・【7-1】修士課程生命環境学専攻においては、前年度に策定した修士論文評価基準及び生命環境学専攻修士論文審査基準により大学院修了者が備えるべき能力の評価を実施し、その結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや評価方法の問題点などを検討する体制を構築する。
- ・【7-2】大学院の全ての課程において、新たな手法・内容等により教育内容の内部質保証に係る自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、全学的な体制のもとでカリキュラムや教育方法の改善に向けた検討を進める。
- ・【7-3】博士課程において社会人が学びやすい環境を充実させるため、引き続き共通科目でセミ

ナー動画等のコンテンツを活用するなど、大学院教育における教育ICTシステムの活用を進めるとともに、科目等履修生制度を広報するなど、学び直し機能の強化に向け、具体的な方法を検討する。

【8】平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1】平成28年度に開設した3つの大学院特別教育プログラムにおいて、学外有識者や各プログラムアドバイザー等からなる外部評価委員会による総合的な外部評価を受けるとともに、平成30年度に開設した同プログラム（協応行動科学）についても同評価委員会による外部評価を受ける。外部評価の結果や修了生の進路状況、参加学生の意向等を総合的に検証し、プログラムの見直しと改善を進めるとともに、プログラムの成果の学内への展開を進める。
- ・【8-2】前年度に引き続き、卓越大学院「パワー・エネルギー・プロフェッショナル（PEP）育成プログラム」を、連携大学と協力して推進する。担当教員及び実施教員の充実など実施体制を整備し、卓越専門選択科目を開講するとともに、卓越必修科目のオンデマンド講義開講、集中合宿、企業実地研修、インターンシップなど多様な活動を行うほか、卓越大学院1期生のQE、FEを実施する。
- ・【8-3】前年度末に締結した明治大学との包括連携協定等に基づき、両大学院間における単位互換や研究指導の相互実施などを開始するとともに、共同の教育プログラム開設に向け年度の早い時期から具体的内容の検討を開始する。

【9】「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【9-1】大学院特別教育プログラムにおいては、外部評価を通じ、これまでの事業実施内容や成果を整理するなど、事業全体を総括する。また、事業総括結果や外部評価結果を踏まえ、前年度に構築した教育（プログラム）評価マネジメントシステムを点検し、改善・充実を図る。

【10】教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・【10-1】教職大学院修了生（現職教員）の勤務校での職務状況・能力等について、山梨県教育委員会との連携・協力のもとに前年度実施した追跡調査を踏まえ、教育的な課題を見出し、教育方法等の改善に向けて検討するとともに、修了生（ストレートマスター）の追跡調査の実施に向け、具体的な内容について検討を進める。
- ・【10-2】前年度に新設した教職大学院「学校マネジメント分野」においては、引き続き学校経営、学校改善などをリードできる管理職教員の育成を目指すため、山梨県教育委員会との連携・協力のもと、「学校組織経営論」などの学校マネジメント分野の授業と「学校・行政マネジメント実習」とを結び付けて「課題研究」の指導を行う。
- ・【10-3】教職大学院（ストレートマスター）の教員就職率100%に向けて、1年次生に対し教員採用試験の受験を促すとともに、各種教員採用試験対策等を検証し、より効果的で体系化された教員採用試験対策となるよう見直しを進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11-1】 教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。

- ・【11-1】 教育の内部質保証の充実に向け、新たな体制で教育内容や教育環境に係る自己点検・評価に取り組むことを通じ、全学的な教学マネジメントを推し進める。また、前年度に改組した教学系事務組織（教務企画課及び同課教務支援室）の効果等を検証し、運営に反映させる。

【12-1】 多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。

- ・【12-1】 全学共通教育科目において、学生に実践的学習の機会を幅広く提供するため、外部講師の授業参画を教員に依頼することで引き続き外部講師の招聘を促進するとともに、外部講師による授業の教育効果について担当教員へのアンケートを通して検証する。また、山梨県立大学との連携により、「山梨学」と「フューチャーサーチ」を合同授業で開講するとともに、次年度に向けて新たな合同授業の開講等を検討する。
- ・【12-2】 学生に多様な学習の機会を提供するため、前年度に引き続き多様な分野の講師による教養教育センター講座を企画実施する。同講座は山梨県立大学との連携による合同特別講演会と位置づけ、両大学の教養教育の充実を促進する。
- ・【12-3】 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻と本学大学院修士課程看護学専攻との単位互換を実施する。また、山梨県立大学との連携に係る看護教育WGにおいて、大学院修士課程での授業科目の共同開設や本学医学部看護学科学学生が山梨県立大学養護教諭一種免許状課程教職専門科目を受講することについて検討する。

【13-1】 本学のこれまでの反転授業やOPPA（One Page Portfolio Assessment：1枚ポートフォリオ評価）の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。

- ・【13-1】 教育方法の研究・開発を推進するため、引き続き、これまでの取組の成果等を大学教育研究フォーラムや日本教育工学会全国大会などで発表し、他の高等教育機関関係者にも広く還元する。また、数理・データサイエンスのコンテンツを作成するとともに、山梨県立大学への展開について検討を進める。

【14-1】 アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的なFDを強化し、FDに参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。

- ・【14-1】 情報・数理教育科目部門における数理・データサイエンス・AI教育を円滑かつ効果的に全学に展開するため、当該教育の基礎に関するFDを実施する。通常のFDに加えてオンラインFDも継続して実施する。

【15-1】 特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度（仮称:Best Teaching Award）を平成30年度までに整備する。

- ・【15-1】 前年度に引き続き、優秀教育賞（ベスト・ティーチング・アワード）を受賞した教員（グループ）の活動内容や成果等について、全学教育FD研修会での発表、表彰式の実施及びHPでの公表などを通じ、広く全学に周知することにより、多くの教員に特色ある教育の開発・推進に向けた意識を高めさせる。

【16】 学生も含んだFD委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【16-1】 教育の内部質保証システムに組み込む形で、内部質保証や情報・数理教育科目部門を議題に、学生及び学外の学識経験者を含むステークホルダーミーティングを実施するとともに、夜間教室開放など学生主体の教育改善プロジェクトの活動を実施することで教育改善を進める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】 経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。

- ・【17-1】 経済的理由や災害により学資の納入が困難な学生に対し、引き続き入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金による経済的支援を実施する。また、新たに実施される高等教育の修学支援新制度及びそれに伴う経過措置に関しては、学生、保護者及び関係者に分かりやすく周知するなど適切に対応する。
- ・【17-2】 学生生活への支援に資するため、「学生生活実態調査」に係る調査対象、調査方法及び調査項目等について検討する専門委員会を設置し、次年度実施に向けて準備を進める。

【18】 障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じた対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

- ・【18-1】 前年度に引き続き、学生対象及び教職員の支援スキル向上を図るための研修並びに情報発信を継続する。また、障がい学生に対する支援及びサポーター制度を継続するとともに、学生への対応にあたっては、学生サポートセンターを中心に、各学部教員と連携を強化して取り組むなど、学生支援の充実を図る。
- ・【18-2】 キャリアセンター、保健管理センター、学生サポートセンターによる「キャンパスライフサポート協議会」を引き続き開催して学生相談情報を共有することにより各センター間の連携を推進し、要サポート学生の早期発見など、学生支援及び相談体制の充実につなげる。
- ・【18-3】 教育学部においては、前年度に引き続き教育実習委員会に臨床心理担当教員を委員として配置し、教育実習期間中及びその前後の学生のメンタルサポートを継続実施する。
- ・【18-4】 医学部においては、学部教育委員会の下に「学生面談チーム」を設置し、スモールクラス担任教員と連携して対応にあたるなど、特に修学上の課題を抱えた学生に対する支援を充実させる。

【19】 学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコモンズ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

- ・【19-1】 前年度に引き続き、各学部からの要望への対応や、学生ポートフォリオの利用ガイドの作成（改訂）や講習会の実施などを通じ、修学支援に容易に活用できる内容のICTシステム（eポートフォリオ等）を提供する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。

- ・【20-1】平成30年度に改訂・公表したアドミッションポリシー及び入学者選抜の基本方針に基づく新入試を実施するとともに、その検証のための準備を進める。また、特色選抜の検討や、令和4年度より施行される新学習指導要領に対応した新課程入試の設計のための準備を開始する。
- ・【20-2】工学部においては、前年度に検討した入試の新たな方向性の実現に向けて、令和6年度から導入を予定している新入試システムへの対応やそのための事項を整理するなど、検討を開始する。

【21】教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。

- ・【21-1】前年度までに試行した入学前教育を本格実施し、その効果を検証するとともに、IR情報や各種アンケートなどをもとに本学志願者の動向分析を継続する。
- ・【21-2】次年度での完成に向け、入学者選抜に関わるトレーニングプログラムの開発を加速する。また、アドミッションセンターの企画によるテーマ別講習会を複数回実施するとともに、個々の教員が自学自習できるように講習会の教材を共有（提供）する。
- ・【21-3】アドミッションセンターと各学部とで連携して入試広報のコンテンツを制作する。特に同センターHPにおける広報を各学部の教育研究活動の発信に拡げるよう、「かわら版」「ナシダイこつぶ図鑑」など、コンテンツを充実させつつ広報を行う。

【22】高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

- ・【22-1】山梨高大接続研究会において、大学からの話題提供だけでなく、高校での実践研究の内容をも含め検討するなど、学力の3要素育成のための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発に継続して取り組む。
- ・【22-2】山梨高大接続研究会を県内外へ公開するとともに、県内の高校生を対象とした継続型育成プログラム（YAMANASHI-WAY）を引き続き実施し、それらを踏まえ高大接続のあり方の検討と効果の検証を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発酵工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【23-1】研究推進・社会連携機構及び研究マネジメント室で協働し、外部資金の獲得支援を行う。

特に、4つの融合研究プロジェクトやワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究に対しては、新たに組織化したイノベーション創出強化本部の活動を通じ、共同研究の新規マッチングの強化を図る。また、引き続きURAを中心に学内融合研究への支援を行い、これらにより得られた成果をHPや学会発表等で世界に広く発信する。

- ・【23-2】 ワイン科学研究センターにおいては、概算要求により措置された各事業（エクステンション部門への専任教員配置、教育研究設備の更新、施設の増築及び改修）への取組を通じ機能強化を図りつつ、地域活性化につながる研究などを進展させる。

【24】 融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【24-1】 大学院教育マネジメント室に設けられたワーキングユニットにおいて、融合研究により得られた成果の活用及び融合研究の創出につなげるための教育実践の場の設定を企画する。また、効果的な分野融合による新たな科学の創出を目指す大学院教育を試行展開するための取組を加速させる。

【25】 「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】 研究マネジメント室を中心に、前年度から開始した「分野横断的融合研究プロジェクト」において「ヒトの発達」、「学びの発達」、「地域の発達」の3つの融合研究課題（小課題15件）を重点的に支援し、小課題ごとの研究ミーティングや成果報告会の開催を通じ、融合研究の推進を図る。これにより、融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させるとともに、それらの成果をHPや学会発表等で世界に広く発信する。

【26】 次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

- ・【26-1】 次世代の融合研究を推進するため、研究マネジメント室を中心に、「萌芽的融合研究プロジェクト」研究課題を6月までに10課題程度選出し、支援を行う。また、前年度に採択した13課題に係る研究成果の分析を行うなど、新たな融合研究プロジェクトのシーズ発掘を進める。

【27】 地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

- ・【27-1】 「地域振興研究プロジェクト」において、地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等を推進する研究課題を6月までに5課題程度選出し、支援を行う。選出に当たっては、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を十分に勘案する。また、前年度に採択した7課題に係る研究成果の分析を行うなど、地域の要請に応える研究分野を進展させる。
- ・【27-2】 前年度から開始した「分野横断的融合研究プロジェクト（ヒトの発達、地域の発達）」における取組などを通じ、ワイン科学研究や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構

策に貢献する研究を推進する。

- ・【27-3】クリスタル科学研究センター、ワイン科学研究センター、出生コホート研究センターの研究等活動については、HPはもとより多様なメディアを活用して情報を発信し、寄せられた地域の意見等をできるだけ取組に反映させることなどを通じ、地域の要請に応える研究分野の進展を図る。

【28】山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

- ・【28-1】「地域振興研究プロジェクト」において、山梨県との連携のもと、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進するための研究課題を6月までに5課題程度選出し、支援を行う。選出に当たっては、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を十分に勘案する。また、前年度に採択した7課題に係る研究成果の分析や展開などを通じ、地域の発展に資する研究を進展させる。
- ・【28-2】前年度から開始した「分野横断的融合研究プロジェクト（学びの発達、地域の発達）」の取組を通じ、学校教育、地域防災に関する研究を推進する。その中で、地域防災等の研究においては、共通基盤技術となる情報解析に関する取組を進め、その成果を地域に還元する。
- ・【28-3】燃料電池ナノ材料研究センター、クリーンエネルギー研究センター、地域防災・マネジメント研究センターを中心に山梨県と連携し、地域発展のための研究等活動を、具体例を挙げるなどしてできるだけ分かりやすい形で地域に発信する。

【29】地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

- ・【29-1】「地域連携事業支援プロジェクト」において、地域活性化につながる可能性のある研究課題として前年度に選出した10課題に対し、支援を行う。また、前年度に実施した12課題について成果分析を行うとともに、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を参考にして、来年度に実施するプロジェクトの選定を行う。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】IR（Institutional Research：経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等）機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャリアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

- ・【30-1】IR室とURAセンターを中心に、引き続き本学の研究力強化・研究支援等に向けたデータ分析を進め、研究費の戦略的な配分に資するエビデンスデータの提供を行う。また、学外研修会への参加等により、IR活動に係る先進機関からの情報収集等に努めるとともに、学内研修会の開催等により継続してIR活動の強化・推進に取り組む。
- ・【30-2】将来の研究者として活躍が見込める優秀な修士学生（特に女性）に対し、予めキャリアパス（博士課程修了後の特任助教などのポストを保証するなど）を明示することにより、博士課程進学者と優秀な若手研究者の確保を図る制度の創設を進める。

【31】融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部（仮称）を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA（University Research Administrator：研究マネジメント人材（2名））を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

- ・【31-1】研究マネジメント室及びURAセンターで協働し、融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析・評価を行う。また、専門職（URA等）を積極的に研修に参加させることなどを通じ、更なる高度な専門性をもって、研究支援を進める。

【32】異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

- ・【32-1】URAセンターにおいては、テレビ会議システムを整備するなど、ファカルティスペースの機能強化を行うほか、異分野マッチングイベント等を開催し、研究者のマッチング支援を行うなど、引き続き異分野研究者の活発な交流を進め、新たな融合研究の創出を支援する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【33】産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。

- ・【33-1】地域の自治体等との連携協定の新たな締結に取り組み、自治体等との連携協議の場の充実・強化を図るとともに、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証する。また、イノベーション創出強化本部が主導し、地域との共同研究・学術指導の実施件数を平成26年度38件に対し30%以上（50件以上）に増加させる。
- ・【33-2】イノベーション創出強化本部が主体となり、共同研究講座を開設する。この取組により、研究成果の社会還元を加速させる。

【34】水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

- ・【34-1】平成29年度から5年計画で継続している文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「水素社会に向けた「やまなし燃料電池バレー」の創成」事業を中心として、山梨県、地域企業と連携して水素・燃料電池事業化のための研究を加速させる。また、研究成果による試作品を製作し、イノベーション創出強化本部が協力して、対象市場へのPR活動を進める。
- ・【34-2】山梨県の委託を受け開設してきた「燃料電池関連製品開発人材養成講座」における過去4年間の実績を踏まえ、より実践的な内容の講座を新たに開設し、実施する。また、受講企業の訪問、既受講者へのフォローなどを進め、受講企業の参入を促進させる。これらの取組を、やまなし水素・燃料電池ネットワーク協議会を通して活性化させるとともに、オープンイノベーション拠点として、県内企業の水素・燃料電池関連産業の集積を推進する。
- ・【34-3】水素・燃料電池関連の研究活動において、イノベーション創出強化本部を中心に、特許調査等、積極的に特許ライセンス活動を推進するなど戦略的に知財管理を実施し、社会への還元を進める。

【35】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

- ・【35-1】引き続き、山梨県と連携して燃料電池製品開発人材養成に係る講座及び医療機器設計開発人材養成に係る講座を開講するなど、地域のニーズに対応した社会人への再教育推進を通じ、地域社会づくりに貢献する。
- ・【35-2】「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」による社会人再教育を、引き続き山梨県及び山梨県酒造組合と連携して実施し、ワイン・フロンティアリーダーを育成することを通じ、持続的なワイン産業の繁栄に貢献する。

【36】「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

- ・【36-1】地域志向型の教育カリキュラム「地域課題解決人材育成プログラム」を継続して行う。同プログラムを構成する地域志向型共通教育科目を40科目以上開講し、延べ1,200人以上に履修させる。また、地域の課題を発見し、解決する能力を身につけるための「地域課題解決科目」を10科目以上開講し、地域自治体と連携して、当該地域の課題をテーマに取り組む。
- ・【36-2】山梨県における幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続の推進等に向け、山梨県と山梨県立大学との連携による幼児教育・教職WGを中心に検討し、県立のやまなし官学連携幼児教育センター（仮称）を令和2年10月を目途に本学内に設置するための準備に協力する。さらに、幼児教育に係る研究成果等を活かし、各種研修の企画やプログラムの作成、保幼小連携の方策等の検討に積極的に参画する。

【37】山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。

- ・【37-1】「山梨県教育委員会と山梨大学教育学部との連携協議会」を開催し、全国学力調査の解析、入試改革、教員採用試験における大学推薦枠などについて、継続して検討するとともに、現職教員の教師力向上を目的とした教員研修等を教育学部と県教育委員会との協働により継続実施する。また、教員養成・採用・研修の一体的改革推進事業を継続実施し、初任者研修への学部教員の派遣事業や教育評価研修会の取組における事業効果の検証などを行う。
- ・【37-2】山梨県教育委員会との協働により、地域や学校における現代的課題の解決に向け、教育学域教員と現職教員とがシンポジストになり、意見交換等を行う「教育フォーラム」を継続開催し、アンケート結果により事業効果を検証する。

【38】地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。

- ・【38-1】前年度に引き続き連続市民講座、市民開放授業の開講・実施を通して、地域の生涯学習に貢献する。また、地域高等学校を対象に出前講義を行うとともに、山梨県教育委員会からの依頼によるSSH採択校への教員派遣を行うなど、当該校の学習への支援を積極的に行

う。

- ・【38-2】地域志向型の教育、研究の活動状況及びその成果について、地域未来創造センターHP等を通じて広く地域に発信する。また、エリア放送を活用して、大学情報の紹介を行うほか、甲府キャンパスにおける災害時の緊急放送機能を果たしていく。

【39】県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインターンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

- ・【39-1】COC+事業の終了に伴い、学内措置により事業を継続することとし、引き続き事業協働機関と連携して、単位互換による「やまなし未来創造教育プログラム」を、コース履修登録者170人を目標に実施する。また、地域未来創造センターとキャリアセンターが協働し、地域の企業等とも連携して、前年度までの取組実績を踏まえつつ、就職マッチングに向けた山梨県内インターンシップ（履修者目標165人）を進め、更なる雇用の創出と学卒者の地元定着の向上に取り組む。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【40】早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。

- ・【40-1】前年度に引き続き、海外インターンシッププログラムに参加した学生の意識の変化や就職状況を調査するとともに、春季・夏季プログラムの視察、インターンシップ実施企業との意見交換等を行うなどし、それらの意見等を踏まえ、各プログラムの充実・改善に取り組む。
- ・【40-2】海外インターンシップの効果を高めさせるため、海外経験の豊富な教員によるマナー講習、海外インターンシップ先のスタッフによる事前授業を実施するなど、「海外で学ぼう-海外職場文化体験Ⅰ・Ⅱ」の内容を充実させる。

【41】大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。

- ・【41-1】大学院博士課程工学専攻においてマレーシア大学ペルリス校との博士デュアルディグリープログラムを新たに開始する。また、継続して実施している西南交通大学や杭州電子科技大学とのダブルディグリープログラムについては、指導教員が参加する研究発表会や教員の相互訪問などの実施を通じ、教員間の交流と共同研究を促進させる。

【42】留学生OBネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及びIR活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。

- ・【42-1】大学院においては、協定校や留学生OBの協力を得て、日本語学校及び海外の大学において入試広報を強化するとともに、英語のみで修得できる講義の拡大などの学内の環境整備を進める。また、前年度に創設した本学独自の博士課程私費外国人留学生支援金制度を活用するほか、ガーナでの進学説明会やJASSO主催の日本留学フェアへの参加を通じ、アフリカとアジアを中心に、より多くの国と地域から留学生を受け入れる。

【43】留学生と日本人学生が一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

- ・【43-1】前年度に整備した甲府国際交流会館アネックス（混住寮）において、留学生と日本人学生の交流を促すための仕組みを整備するとともに、留学生の修学環境向上のため、既存の宿泊施設や訪問研究者用の部屋を有効活用し、より多くの留学生が寮に入居できるようにする。
- ・【43-2】国際交流部門と学部とが密接に連携し、様々な交流イベントに関わるとともに、図書館ラーニングcommonsをはじめ、国際交流センターにあるグローバル共創学習スペース（G-フィロス）以外の場所においても、各国留学生及び日本人学生による母国文化紹介など異文化交流イベントの実施などを通じ、グローバル共創学習スペースの利用を促すことで、グローバル共創学習スペースの利用者数を平成27年度に対し8%増加させる。

【44】協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

- ・【44-1】前年度に引き続き、JASSO海外留学支援制度、さくらサイエンスプラン、トビタテ留学JAPANなど、学生派遣及び受入を促進する外部資金申請のサポート体制を強化し、派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させると同時に全学における学生交流を促進させる。
- ・【44-2】前年度に実施した海外派遣学生によるアンケート結果をもとに海外派遣プログラムを見直すとともに、相互訪問や遠隔ミーティングなどを重ねることにより交流協定校との連携を強化し、派遣プログラムの期間と内容をさらに充実させる。
- ・【44-3】前年度に引き続き、外国人短期研修制度を活用し、協定校等から学生や研究者を受け入れ、学生の共同指導やワークショップの開催などを通じ、共同研究を推進する。
- ・【44-4】多くの海外協定校から留学生を受け入れ、お互いに関心をもったテーマに関するワークショップの開催やPBL体験を通して、本学の学生に海外の学生とのチームワークと協働学習を体験させる機会を提供する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【45】山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

- ・【45-1】アレルギーセンターを中心に、山梨県との連携体制のもと、県の地域医療計画において課題とされているアレルギー疾患対策（医療従事者の育成、市民フォーラム等の開催による知識の普及・情報提供）を実施し、診療体制の向上を進める。また、がんゲノム医療連携病院の上位区分である「がんゲノム医療拠点病院」の認定に向け、課題となっているがんゲノム医療コーディネーターの養成やエキスパートパネル設置に向けた準備等の対策を講じる。

【46】学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実を図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

- ・【46-1】医学科4年次から開始された臨床実習（BCC）を引き続き5年次で実施する。9月から、医学教育分野別評価基準日本版に沿った、診療参加型臨床実習（ACC）を開始する。また、臨床実習において、全学的に用いているeポートフォリオの活用を図る。
- ・【46-2】これまで本学独自で実施してきた内容やトライアル参加結果等を検証したうえで、医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する臨床実習後OSCE（Post-CC OSCE）を正式導入する。
- ・【46-3】新専門医制度における各専門研修プログラムについて、山梨県と連携しながらプログラム内容を検証するとともに、引き続き、山梨県地域医療支援センターを中心に実施する説明会や、本院の初期臨床研修医等へのプログラム内容の広報等により、応募者55名を目標として増員に努める。

【47】平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

- ・【47-1】2台体制となった内視鏡下手術支援ロボット対象手術件数を増加させるとともに、ハイブリッド・MRI手術室の運用を促進し、高難度手術件数を対平成28年度比で50%増加させる。
- ・【47-2】平成28年度から順次整備を進めてきた診療機能別センター（リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンター）の稼働状況等を踏まえ、今後の活動内容等を検討するとともに、てんかんセンターについては山梨県てんかん拠点病院の指定を受けるための具体的方策の検討を進める。

【48】平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、CRC（Clinical Research Coordinator：臨床研究コーディネーター）業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

- ・【48-1】診療科における疾患レジストリーの構築を始め、サイエンスボードによる臨床研究の計画段階からの支援やCRC業務支援、データセンターによるデータマネジメント業務支援、研究者教育など一貫した支援を通じ、臨床研究の品質管理向上を図りつつ、「特定臨床研究」を含む臨床研究実施支援を新規に2件以上実施する。

【49】診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

- ・【49-1】診療機能別センターとして設置した、リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンターの稼働状況等を勘案し、診療スペースや配置場所等を含め、外来棟改修計画の策定を進める。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

- ・【50-1】教員養成・教育実践研究協議会の企画部門を中心として、各事業におけるこれまでの成果と課題を明らかにし、事業の充実を図るとともに、事業間の連携を推進する。また、地域連携支援事業として「研修・研究協力のための、山梨大学附属4校園の教員派遣」を継

続するなど、教育学部・教職大学院と附属学校園、地域を結びつける共同研究（大学教員が主催する共同研究会等）を推進し、その成果を検証する。

- ・【50-2】教員養成・教育実践研究協議会と教育学部附属教育実践総合センター、授業臨床部会運営委員会、教科教育連絡協議会の連携を強化することを通じ、教員養成に係る特色ある教育を実践するための課題を確認し、質の高い教育実習を実践するための対策を講じる。

【51】教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

- ・【51-1】山梨県内教育機関における研究活動を支援・協力する目的で、平成30年度に整備した附属学校園の教員派遣を引き続き実施する。また、これまで試行実施した内容を踏まえ、附属学校園を活用した現職教員のためのスキルアップ講座を開催するなど、研究の成果を地域に還元する。
- ・【51-2】地域の学校園の教員育成や教育研究への貢献を推進するため、指導助言者として山梨県教育委員会指導主事や校種別に県立・公立学校長を招聘するなどし、研究活動における教師間の相互交流等を企図した公開研究会（事前研究会を含む）を開催する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

- ・【52-1】学長リーダーシップのもと、第3期中期目標・中期計画を確実に達成するため、戦略的分野に重点的に配分する予算を引き続き確保する。特に、戦略的・機動的な経費である大学高度化推進経費（学長裁量経費）の有効活用により機能強化を図る。また、引き続き大括りの予算配分を実施するとともに、前年度に採用ポイント制を導入したことによる効果・課題等の検証及び経費削減に向け設置した市場調査チームとの連携を確立することなどにより財源を確保したうえで、学内資源の再配分を行う。
- ・【52-2】地域連携を核とした大学運営を推進していくため、一般社団法人大学アライアンスやまなしにおける山梨県立大学との連携事業（授業科目の共同開設や管理運営の共同実施など）を強化する。

【53】平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

- ・【53-1】経営協議会外部委員による検証結果等を踏まえて前年度改善した意見広聴システム（毎月大学の動向などを発信）を活用し、寄せられた意見等について法人運営に適切に反映させる。
- ・【53-2】マスコミや客員教授等と本学役員等との意見交換を行い、本学に求められる役割や機能、課題を明確にし、法人運営に反映させる。

【54】多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

- ・【54-1】教員評価について、活動内容がより公平な評価につながるよう、評価グループ毎に定めている評価項目・基準を継続的に見直す。さらに、教員以外の職員人事評価を含めて、雇用の適正な管理及び処遇の改善につなげられるよう、評価対象を全ての有期雇用職員に拡大し、適切に評価を実施できる制度を整備する。
- ・【54-2】新年俸制の導入に合わせ、業績評価の結果を厳格かつ適正に反映させた給与体系への転換や、クロスアポイントメント制度適用者や外部資金獲得者に対してインセンティブの支給など、外部資金等も活用しつつ、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。
- ・【54-3】前年度に導入した採用ポイント制を円滑に運用し効果・課題等の検証を行うとともに、学長裁量ポイント等を活用して戦略的な人員配置を行う。

【55】全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

- ・【55-1】女性教員比率17%以上の達成を目指し、引き続き女性教員を積極的に採用する。

【56】40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

- ・【56-1】中期計画の達成を目指し、採用ポイント制や新年俸制などの弾力化した人事・給与システムを活用するなど、若手教員を積極的に採用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

- ・【57-1】大学院医工農学総合教育部博士課程各専攻の運営状況について、前年度と同様、設置計画履行状況等調査を通じて点検するとともに、課題となっている事項について、毎年実施している各学域と執行部による意見交換会などを通じてフォローアップを行う。
- ・【57-2】山梨県立大学と連携し、大学院医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻における新たな教育プログラムの開設を見据えた授業科目の新設や、同修士課程看護学専攻における授業科目の相互履修など、全国初の大学等連携推進法人（仮称）認可を見据えた取組の実施に向け、検討を進める。
- ・【57-3】前年度に設置した医学域附属学際的脳—免疫研究センターにおいて、階層横断的な脳科学及び免疫学研究を推進するため、環境整備など拠点形成に向けた準備を進める。
- ・【57-4】今年度から開始するCST（遺体を使用した外科手術手技研修）事業を円滑に実施するため、医学部にCSTセンターを設置し、同センターを中心とした事業実施体制を構築する。

【58】教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部においては、平成28年度から新課程（生涯学習課程）を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

- ・【58-1】教育学部における教員養成機能の質の向上を図り、地域の現代的課題に対応するため、教育ボランティア、地域学習アシスト等の実践教育及び教育分野における地域への貢献に向けた取組を継続して実施する。特に「地域学習アシスト」事業においては、実施状況を踏まえ、学生の教員としての資質・能力等の向上を検証する。
- ・【58-2】教職支援機能を強化するため、学生データの収集・整理・分析等を行う「教職キャリア・ポートフォリオ・システム」の運用を開始するとともに、当該システムの検証に着手する。
- ・【58-3】大学院教育学研究科（教職大学院）の拡充改組及び特別支援教育特別専攻科の改組に基づき編成された教育課程の実施状況を確認し、解決すべき課題を見出し、必要な措置を検討する。

【59】地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

- ・【59-1】生命環境学部の観光政策科学特別コース及びワイン科学特別コースにおいては、各コース設置後4年間の教育内容や教育方法を入試結果や成績等をもとに検証し、それらを踏まえ、定員規模やカリキュラムを見直すなど、更なる教育内容の充実を図る。
- ・【59-2】工学部及び生命環境学部の改組に向け、学科集約化など具体的な計画内容について、WGを立ち上げるなどして検討を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【60】業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

- ・【60-1】総務担当理事のもと、柔軟な組織編成、事務の効率化を進めるとともに、大学としての重点分野に対しては戦略的に人員配置し、組織の強化を図る。
- ・【60-2】前年度に山梨県立大学との間で合意した「人事交流に関する基本方針」に基づき、双方の要望を踏まえた人事交流を積極的に推進する。
- ・【60-3】医学部キャンパスの医療従事者の出退勤及び学内での移動履歴を管理するハンズフリー勤怠管理システムの改良を進め、業務運営の効率化を図る。また、研修会等の参加者管理及びアンケートの回答を効率よく行えるシステム開発の検討を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【61】科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄附金の獲得に向けURA（2名）を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

- ・【61-1】URAセンター所属のURA4名及びプロジェクトマネージャー1名の総勢5名体制で、科学研究費助成事業や競争的資金等の外部資金の獲得支援等、研究者の研究活動以外の業務負担を軽減するための支援を行う。また、イノベーション創出強化本部を中心に民間資

金獲得計画を策定し、自己収入の増加を図る。

【62】 各省庁等の競争的資金、寄附金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

- ・【62-1】 各省庁等の競争的資金の獲得につなげるため、「萌芽的融合研究プロジェクト」等の学内研究プロジェクト経費による研究費の支援を行う。また、「教育研究支援基金」、「大村智記念基金」、「古本募金」及びクラウドファンディングを活用した募金活動を引き続き行うほか、研究成果物の活用による民間収入の獲得に向け、大学貯蔵ワイン等の販売を行うとともに、附属病院敷地内に複合施設を建設することによるカフェ等の賃貸料収入について検討していく。

【63】 国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

- ・【63-1】 HOMAS2の分析結果をもとに、入院期間の適正化（DPC入院期間Ⅱにおける退院率向上）を図り、引き続き効率的で安定した病院収入を確保する。また、今年度の診療報酬改定による影響を考慮しながら、施設基準の「医師事務作業補助体制加算」の上位加算取得及び「病棟薬剤業務実施加算」の新規取得等に向けた取組を推進するなど、更なる増収を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【64】 社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

- ・【64-1】 前年度設置した市場調査チームによる経費節減（調達物品等の仕様の適正性や見積価格の妥当性等についての精査等）の取組を継続するとともに、引き続き徹底したコスト削減意識を醸成させるため、事例を挙げ説明するなど各種会議等の場を通じ、職員への周知を徹底していく。
- ・【64-2】 委託契約に係る仕様内容の見直しやインターネットによる物品購入の積極的な活用により、経費削減に向けた取組を推進する。また、山梨県立大学との連携に基づき、前年度に実施した電気・コピー用紙の共同調達について、実績額を検証するとともに、今後の共同調達の中長期的なプランを検討し、経費抑制を推進する。
- ・【64-3】 コピー機の使用状況及び効率的な使用方法等や、省エネルギー推進委員会が策定する省エネルギー実行計画等を大学構成員に周知するとともに、省エネルギーポスター等の配布・掲示により、経費抑制に向けた啓発を行う。

【65】 各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

- ・【65-1】 各種機器更新について、各部局と連携し、仕様の見直しや契約方法の検討を行うなど、効率的な機器整備を支援する。また、MEセンターが一元管理している医療機器の更新時期、更新方法及び点検時期について、使用部署と検討を行い、年度別更新機器のマスタープランを作成して、計画的・効率的な機器更新を実施する。

【66】 キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

- ・【66-1】建物の整備に伴い、高断熱化・高効率機器の積極的な導入を継続する。また、計画的に建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化等を推進し、経費（エネルギー）の抑制を図る。
- ・【66-2】前年度に策定した年次計画に基づき、看護学科教育研究棟に設置されている老朽化したガスヒートポンプ式空調機を高効率機器へと更新し、光熱費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【67】土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行いつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

- ・【67-1】前年度に引き続き、保有する資産の老朽化等の現状調査を役員等によるキャンパスパトロール時に行い、当該調査結果をもとに施設マネジメント委員会等において効率的・効果的な活用策を検討し、緊急性、安全性及び経済性を考慮しつつ優先すべき事業から着手する。
- ・【67-2】宿舎再整備計画に基づき、宿舎の廃止等を進めるとともに、売り払い処分が決定した塚原育種試験地跡地について売却の進捗を進める。また、今後も有効活用する宿舎の改修等を行う。
- ・【67-3】山梨県立大学との連携に基づき、山梨県立大学職員に対し本学宿舎への入居募集を行うなど、宿舎の有効活用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

- ・【68-1】IR室において、本学に関する学内外の各種データの収集・分析等を進め、学内主要会議や学内イントラを通じた情報発信を継続する。また、自己点検・評価に係る指標の整合性等について関係各部署との協議を進めるなど、継続して評価活動の支援に取り組む。
- ・【68-2】全学的に行う年度計画及び中期計画に係る進捗状況の検証や4年目終了時評価等において課題となっている取組については、各学域との意見交換や、評価担当理事によるヒアリング等を通じて、フォローアップを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【69】ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法等を毎年度継続的に検証し改善する。

- ・【69-1】広報ツール（Webサイト、プレスリリース等）の検証を行い、社会情勢に適した、より効果的な広報手段を活用した情報発信を行う。また、教育研究等の成果や大学改革の取組等に係る情報を学長メッセージを含め積極的に発信する。
- ・【69-2】本学のブランド力や知名度をより向上させるため、ステークホルダーに応じた情報提供方法を改善し、戦略的な広報を展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【70】文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

- ・【70-1】学長のリーダーシップの下、施設マネジメントを戦略的に推進するため、次年度末を目途に甲府東キャンパスの整備計画の改訂を進めるなど、キャンパスマスタープランの充実に向けた取組を推進するとともに、施設に係る課題やデータを示した「施設の現状と課題2020」を策定し、学内に周知する。

【71】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開発整備を計画的に推進する。

- ・【71-1】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮し策定したインフラ長寿命化計画に基づき、整備内容を整理し予算の平準化を意識した実行計画を立てる。
- ・【71-2】附属病院再開発整備事業のうち、病棟Ⅲ新営事業（平成31年度～令和3年度）を年次計画に基づいて行う。また、継続して病棟Ⅱ新営事業、基幹・環境整備（屋外環境整備等）及び既存病院改修（中央診療系）事業を適切かつ円滑に実施する。

【72】本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

- ・【72-1】多様な教育方法が実践できる学修環境、及び最先端の融合研究等の拠点となる研究環境の整備を推進するため、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）をもとに、緊急性・必要性等を勘案して、施設整備年次計画を策定する。
- ・【72-2】アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境スペースの整備を、寄附金を財源の一部として医学部キャンパスにおいて進める。
- ・【72-3】教育研究に係る施設整備事業として、狭隘化したワイン科学研究センターの増築事業及び老朽化したRI実験施設の空調設備改修事業を年次計画に基づいて実施する。

【73】本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

- ・【73-1】施設利用実態調査計画に基づき、役員等による甲府西キャンパスの施設利用実態調査を実施し、その評価を踏まえて再配分を行うなど、スペースの有効活用を進める。また、施設利用実態調査データをもとに、学域等ごとに適切な基準スペースを設定するとともに、施設の適正な維持管理を行うため、前年度に引き続きスペースチャージ制度の拡充に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【74】多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

- ・【74-1】キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化を継続して推進する。また、建物外壁タイルについて、調査結果に基づき必要な改修を施すなど、安全・安心な教育研究環境を確保する。

【75】教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教育を徹底する。

- ・【75-1】学内LAN等を活用して教職員及び学生に対し危機管理基本マニュアル、大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）、安否確認システム及び海外危機管理サービスを周知し、消防訓練、防災訓練並びに安否確認システムの運用テストを実施すること等を通じて教職員及び学生の安全管理意識を高める。また、危機管理基本マニュアル及び大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）を随時見直し改訂する。
- ・【75-2】毒物及び劇物等管理専門委員会において、キャンパスパトロール時に併せて毒物・劇物等の管理を含めた安全状況確認を行い安全管理の強化を図るとともに、化学薬品管理支援システム講習会を開催し、教職員及び学生に対する毒物・劇物の管理についての安全教育を行う。また、学生（留学生を含む）に対するガイダンスにおいて、学生の危機管理マニュアルを配布し分かりやすく説明するなど、引き続き安全教育を徹底する。
- ・【75-3】災害発生時において、被災状況を詳細に確認し、適切な対応方法を講じられるよう、引き続きドローンの活用を推進する。

【76】情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

- ・【76-1】前年度に引き続き、情報セキュリティに関する教育、研修会、講演会、訓練、監査について、実施方法、実施回数、実施内容等の見直しを行いつつ計画的に実施し、大学構成員の更なる情報リテラシーの向上を図る。
- ・【76-2】前年度に引き続き、国立情報学研究所（NII）が主体となつて行う「大学間連携に基づくサイバーセキュリティ体制の基盤構築事業」に参加するとともに、不正アクセス防止策の更なる検討及び実施や、民間のセキュリティ専門業者によるセキュリティ監視・分析を継続し、本学インターネット環境の常時監視体制を維持するなど、サイバー攻撃を検知・解析・通報するシステムの効果的運用により、情報システムのセキュリティ対策を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【77】本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究における不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につなげる。

- ・【77-1】健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資するため、公益通報の方法を強化するとともに、前年度実施した「コンプライアンス推進に係るアンケート調査」の分析結果を参考に、不正行為者の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの推進を強化する。
- ・【77-2】内部統制委員会において、内部統制のあり方の検証を行い、業務の公正の確保、効率性・有効性を高める。
- ・【77-3】内部統制の観点から、各部署が所管する規程類の整備状況及びその規程類に基づいた学内業務の運用状況について監査を実施する。また、その中で業務の効率化等の観点をより重視した監査に注力していく。監査結果については、規程類の所管部署と連携して改善状況のフォローアップを行うとともに、役員等打合せ会等でその結果を報告することにより広く学内に周知を図り、PDCAサイクルを機能させる。目的別監査として、薬品の管理状況についての監査並びに情報セキュリティに係る監査を実施する。
- ・【77-4】公正研究推進室主導のもと、研究における不正行為や公的研究費の不正使用防止のため、引き続き学内掲示板の専用ページを通じた注意喚起を常時行う。また、学内説明会を実施

し啓発活動を行うとともに、本学に在籍する研究者・研究支援者・学生に対し、eラーニング教材による研修等を通じた研究倫理教育を徹底するほか、モニタリング体制が形式化していないかを検証するなど、不正防止の取組を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

大学院総合研究部附属ワイン科学研究センター育種試験地跡地（山梨県甲府市塚原町字東山1262番3 24,486.44㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・（北新）ワイン科学研究センター ・（下河東）ライフライン再生（RI空調設備） ・（医病）病棟Ⅲ ・（医病）病院改修（中央診療系） ・（医病）病棟Ⅱ ・（医病）基幹・環境整備（屋外環境整備等） ・（北新（附中））屋内運動場 ・小規模改修 	総額 9,301	施設整備費補助金 (1,479) 長期借入金 (7,786) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (36)

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- （1）採用ポイント制を円滑に運用するとともに、学長のリーダーシップのもと戦略的な人員配置を行う。
- （2）新年俸制の導入に合わせ、業績評価結果を厳格かつ適正に給与へ反映させる給与体系に転換を図る。また、クロスアポイントメント制度など外部資金を積極的に人件費活用するなど、柔軟な人事・給与システムの構築を推進する。

- (3) これらの取組により、若手教員・女性教員の積極的な雇用を進める。
- (4) 事務の効率化・合理化とともに、戦略的な組織編制と人員配置を行う。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数1,110人
また、任期付職員数の見込みを886人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み16,767百万円（退職手当は除く）。

別紙（予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 予算

令和2年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,447
施設整備費補助金	1,479
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	36
自己収入	23,988
授業料、入学金及び検定料収入	2,860
附属病院収入	20,620
財産処分収入	0
雑収入	508
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,673
引当金取崩	0
長期借入金収入	7,786
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	44,409
支出	
業務費	32,292
教育研究経費	11,113
診療経費	21,179
施設整備費	9,301
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,673
貸付金	0
長期借入金償還金	1,143
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	44,409

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額671百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額808百万円

[人件費の見積り]

期間中総額16,767百万円を支出する（退職手当は除く）。

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	34,972
業務費	31,536
教育研究経費	2,092
診療経費	11,312
受託研究費等	588
役員人件費	110
教員人件費	8,090
職員人件費	9,344
一般管理費	341
財務費用	176
雑損	0
減価償却費	2,919
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	34,999
運営費交付金収益	9,235
授業料収益	2,292
入学金収益	332
検定料収益	79
附属病院収益	20,620
受託研究等収益	886
補助金等収益	0
寄附金収益	473
施設費収益	0
財務収益	1
雑益	506
資産見返運営費交付金等戻入	234
資産見返補助金等戻入	180
資産見返寄附金戻入	131
資産見返物品受贈額戻入	30
臨時利益	0
純利益	27
目的積立金取崩益	0
総利益	27

損益が均衡しない理由

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額
自己収入等により取得する資産額と減価償却費の差額等

34百万円
△7百万円

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	45,185
業務活動による支出	31,873
投資活動による支出	11,393
財務活動による支出	1,143
翌年度への繰越金	776
資金収入	45,186
業務活動による収入	35,236
運営費交付金による収入	9,447
授業料・入学金及び検定料による収入	2,859
附属病院収入	20,621
受託研究等収入	1,054
補助金等収入	0
寄附金収入	620
その他の収入	635
投資活動による収入	1,515
施設費による収入	1,515
その他の収入	0
財務活動による収入	7,786
前年度よりの繰越金	649

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育課程	500人
	(うち教員養成に係る分野)	500人)
医学部	医学科	750人
	(うち医師養成に係る分野)	750人)
	看護学科	240人
工学部	機械工学科	240人
	メカトロニクス工学科	220人
	電気電子工学科	230人
	コンピュータ理工学科	230人
	土木環境工学科	220人
	応用化学科	220人
	先端材料理工学科	140人
生命環境学部	生命工学科	140人
	地域食物科学科	148人
	環境科学科	120人
	地域社会システム学科	192人
教育学研究科	教育実践創成専攻	76人
	(うち専門職学位課程)	76人)
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	20人
	(うち修士課程)	20人)
	看護学専攻	28人
	(うち修士課程)	28人)
	工学専攻	362人
	(うち修士課程)	362人)
	生命環境学専攻	90人
	(うち修士課程)	90人)
	先進医療科学専攻 (H30 募集停止)	17人
	(うち博士課程)	17人)
	生体制御学専攻 (H30 募集停止)	10人
	(うち博士課程)	10人)
	ヒューマンヘルスケア学専攻	12人
(うち博士課程)	12人)	
医学専攻	60人	
(うち博士課程)	60人)	
工学専攻	69人	
(うち博士課程)	69人)	
統合応用生命科学専攻	30人	
(うち博士課程)	30人)	
特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻	18人

附属幼稚園		105人	組 数	4
附属小学校		630人	学級数	18
附属中学校		448人	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人	学級数	3
	中学部	18人	学級数	3
	高等部	24人	学級数	3